

加入して
いますか？

山形県では 自転車保険 (損害賠償責任保険) への加入が必要です。

令和2年7月1日から

「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき
自転車利用者(※)の加入が義務となりました。

(※ 未成年者の場合はその保護者、自転車利用事業者及び自転車貸付事業者も対象)

自転車の事故で加害者に
なると…

こんな高額賠償事例に
なることも…

賠償命令額

9,521万円



自転車に乗った男子小学生が歩行中の女性と衝突。

女性は頭部を骨折し、意識が戻らない状態になり、監督責任を問われた母親に損害賠償命令。

まずは、裏面で加入の確認をしてみましょう



※ 学校においては、通学等での自転車利用者の保険加入を確認してください。

🔍 検索